

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	農林水産課林業・水産係
委 託 業 務 名	堅田漁港施設点検等業務
委 託 業 務 場 所	大津市本堅田二丁目13番
概 要	(1) 漁港施設に係る点検 (2) 漁港内清掃等
契 約 期 間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	金 1, 185, 800 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大津市本堅田二丁目13番13号 [名 称] 堅田漁業協同組合 代表理事組合長 佐野 高典
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該委託業務は、堅田漁港施設の維持管理に関するものであり、具体的には、漁港の防波堤、防波護岸、岸壁などの施設点検業務であるが、業務の遂行には、船舶を使用する必要がある箇所があり、また、日常の漁業活動との調整も必要とし、他団体が業務を遂行することは逆に大きな負担になると考える。 このことから、当該施設を常時使用し、施設の維持管理全般について、豊富な知識と経験を有している堅田漁業協同組合を選定するものである。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <b>②</b> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。